

平成24年第5回太子町議会定例会（第440回町議会）会議録（第4日）

平成24年12月20日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第54号 西はりま消防組合の設置について
(総務常任委員会委員長報告)
- 2 議案第49号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 3 議案第50号 太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 4 議案第47号 太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第48号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 議案第51号 町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 7 議案第52号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第53号 太子町水道法施行条例の制定について
(以上5件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 発議第3号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 10 発議第4号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第54号 西はりま消防組合の設置について
(総務常任委員会委員長報告)
- 2 議案第49号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 3 議案第50号 太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 4 議案第47号 太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第48号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 議案第51号 町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 7 議案第52号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第53号 太子町水道法施行条例の制定について
(以上5件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 発議第3号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 10 発議第4号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番 中 薮 清 志
3 番 藤 澤 元之介
5 番 福 井 輝 昭
7 番 平 田 孝 義
9 番 井 川 芳 昭
1 1 番 服 部 千 秋
1 3 番 中 井 政 喜
1 5 番 清 原 良 典

2 番 堀 卓 史
4 番 首 藤 佳 隆
6 番 森 田 眞 一
8 番 吉 田 日出夫
1 0 番 中 島 貞 次
1 2 番 井 村 淳 子
1 4 番 橋 本 恭 子
1 6 番 佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 山 本 雅 子

書 記 北 陽一郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 川 嘉 明
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 山 本 修 三
教 育 次 長 神 南 隆 司

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 香 田 大 然
経 済 建 設 部 長 井 手 俊 郎
財 政 課 長 堀 恭 一

(開議 午前10時00分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成24年第5回太子町議会定例会におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 議案第54号 西はりま消防組合の設置について

○議長(佐野芳彦) 日程第1、議案第54号西はりま消防組合の設置についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございます。

お手元に委員会審査報告書をお配りしておりますが、これをもとにご報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第54号。付託年月日、平成24年12月10日。件名、西はりま消防組合の設置について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成24年12月11日(火)午前10時から午後0時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁は以下のとおりであります。規約第3条の共同処理する事務の内容を問う質疑があり、以下の答弁がありました。

①テクノ地域の消防は上郡町が管理する。上郡町は赤穂市消防に委託しており、現実的には赤穂市消防が管理することになってい

る。

②消防団及び消防水利は、消防事務とは別に各市町が管理する。水利とは、主に消火栓を指す。

③火薬類は火薬・爆薬・花火など、高圧ガスは酸素・アセチレンガス、液化ガスはプロパンガスを指す。こういったものの保管場所に立入検査し、状況を把握し、それを県に報告することは各市町が行う。

第5条で議会議員は各市町2名ずつとなっているが、人口を考えれば、2名ずつということについて各市町から意見は出なかったかを問う質疑がありました。これに対して、協議会の中で、市町によって人口規模も違うので、同じ2名でいいのかという意見も出たが、その際事務局持ち帰りとなり、再度検討となった。事務局で協議検討した結果、各市町から1名というのは問題があり、最低でも2名。また、議員の数が多いいのかもしれないということで、最終的には各市町2名で定数10名となったとの答弁がありました。

本案に示される規約以外に、今後緊急無線デジタル等に関する要綱等がつくられると思うが、どのようなものがつくられるのかを問う質疑がありました。これに対しては、規約に基づいて議員が選出され、来年4月以降に組合の中で条例等が決められていくと考えているとの答弁がありました。

3市2町から出向する職員の数や、各市町から事務職が1名派遣される予定になっており、議会の運営・予算や決算・日々の業務・人事等を運営するとの答弁がありました。

本件を進めるに当たって、本町の現在のサービスが低下しないように前町長のときも言い、前町長もサービス低下は一切考えていないとの答弁であった。事務方は同じ職員なのでよく知っているが、そういったことの引き継ぎは新町長になされているかを問う質疑がありました。これに対し総務部長から、署所の人員も変わらないし、太子消防署も変わらない、救急車・消防車両の数も変わらない、

太子消防署の守備範囲も特に変わらない。ご指摘のとおり、首藤町長時代から消防力の低下・救急サービスの低下はしないと約束をしているので、その点については西はりま広域消防の発足後も何ら変わらないものと確認しているとの答弁がありました。

(2) 審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。附帯意見として、「住民の生命・身体及び財産を守るため、出動態勢、保有する消防車両（救急車両）等において、本町の現状のサービスを確保すること。」をつけることにしました。もちろん広域により大型車両を入れることができるといったメリットを行うなという意味ではありません。現在の出動態勢、保有する消防車両（救急車両）等において、現在行っているサービスを下げないようという意味であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第49号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例の制定について

**日程第3 議案第50号 太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第49号太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について及び日程第3、議案第50号太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

福祉文教常任委員会の委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第49号。付託年月日、平成24年12月10日。件名、太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成24年12月12日水曜日午前10時から午前11時52分。

審査経過及び結果。

審査経過。文書の保存期間を5年に規定することでデメリットはないのかとの質疑に、事業者に対して5年間文書を保存させるとい

う負担は生じるが、介護報酬の過払いに対する保険者の返還請求権が5年間あるにもかかわらず保存期間が2年であったことから、本来適正に支払われるべき給付が文書廃棄により過払いのまま残るといった問題点が解消されたとの説明があった。

居室定員を省令基準の2人から4人にする理由はとの質疑に、介護保険法における介護サービスでは居住費と食事代は個人負担となり、2人部屋より4人部屋のほうが安価となるため、今回低所得者対策という観点から4人に規定するとの説明があった。

2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

それでは、次の議案第50号に行きます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第50号。付託年月日、平成24年12月10日。件名、太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日、平成24年12月12日水曜日午前10時から午前11時52分。

審査経過及び結果。

審査経過。議案第49号との違いはとの質疑に、議案第49号は介護認定における要介護者対象の施設設置を定める基準で、議案第50号は介護予防者対象の施設設置を定める基準であるとの説明があった。

また、太子町における指定地域密着型介護予防サービス事業はとの質疑に、地域密着型であるので、議案第49号と同様、認知症対応型通所介護事業と認知症対応型共同生活介護事業を行っているもかとまほろばの里であるとの説明があった。

審査結果は全員賛成により可決すべきもの

と決した。

以上、報告させていただきます。よろしく  
お願いします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委  
員会委員長井村淳子議員の報告は終わしまし  
た。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議  
案ごとに行います。

まず、上程中の議案第49号太子町指定地域  
密着型サービスの事業の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める条例の制定につい  
て、これから委員長報告に対する質疑を行いま  
す。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本  
案は委員長の報告のとおり決定することに賛  
成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したが  
って、議案第49号は委員長の報告のとおり可  
決されました。

次に、上程中の議案第50号太子町指定地域  
密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー  
ビスに係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例の制定につい  
て、これから委員長報告に対する質疑を行いま  
す。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本  
案は委員長の報告のとおり決定することに賛  
成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したが  
って、議案第50号は委員長の報告のとおり可  
決されました。

~~~~~

日程第4 議案第47号 太子町下水道
事業特別会計条例の一部を改
正する条例の制定について

日程第5 議案第48号 地域の自主性
及び自立性を高めるための改
革の推進を図るための関係法
律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関す
る条例の制定について

日程第6 議案第51号 町道の構造の
技術的基準等に関する条例の
制定について

日程第7 議案第52号 太子町下水道
条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第8 議案第53号 太子町水道法
施行条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第47号
太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正
する条例の制定についてから日程第8、議案
第53号太子町水道法施行条例の制定について
までを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設
常任委員会に付託して、休会中にご審査いた
だいておりますので、これから上程中の議案
に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

審査報告書を読み上げまして報告とさせて

いただきます。

では、議案第47号から議案第53号を読み上げまして報告いたします。

本委員会に付託した案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第47号。太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成24年12月13日木曜日午前10時より午後1時55分。

○議長（佐野芳彦） 委員長、ちょっと待ってください。審査結果のどこを可決すべきものと言いました。ちょっとその点だけ。

○井川芳昭議員 失礼しました。審査結果、可決すべきもの。

○議長（佐野芳彦） 否決。

○井川芳昭議員 否決すべきもの。少数意見の留保、なし。失礼しました。

審査年月日。平成24年12月13日木曜日午前10時より午後1時55分。

審査経過及び結果。

審査経過。昭和49年に前処理場の建設並びに雨水幹線整備を実施し、予算は一般会計で執行していた。その後、兵庫県より指導を受け、太子町下水道事業特別会計条例を制定し、昭和54年7月より適用している。前処理場については、当会計に含まれ、一括処理されていた。県の指導根拠は、地方自治法第209条第2項によるほか予算の中身をより明確にすることであり、歳入歳出の透明性を期する理由から、平成元年4月から前処理場事業特別会計がスタートし、現在に至っている。昭和54年7月から前処理を動かして30億円のお金が使われているが、会計を統合化することは不透明さを増すのみであり、町民への説明はできるかとの質疑では、公営企業に移行することのメリットとして3点ある。1点目は、経営判断を行いやすくなる。水道事業会計が既に企業会計になっているが、決算書、予算書を見れば、損益計算書または貸借

対照表を作成し、これにより収益性、安定性、将来性、指標、経営分析ができるということ。2点目は、資産管理が適正に行える。資産価値が明確になり、資産運用方針ができる。3点目は、消費税の削減効果がある。以上から総合的に判断したとのことであった。

平成元年3月定例会の議事録によると、皮革汚水処理と一般家庭の汚水処理における料金の違い、一般会計によって繰り入れられる現行会計で全て前処理費と誤解を招きやすいと取り沙汰され、議会でかなり時間をかけてやりとりしているが、1カ月足らずで条例に賛成か反対か決めるのはおかしい。大事なことは事前に住民にも知らせ、時間をかけて判断すべきとの質疑では、下水道会計に統合しても、前処理場会計は目として設定するので不透明にならないとのことであった。

審査結果は賛否同数により、委員長採決で否決すべきものと決した。

次に、議案番号第48号。本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第48号。付託年月日、平成24年12月10日。件名、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成24年12月13日木曜日午前10時より午後1時55分。

審査経過及び結果。

1、審査経過。第3条において、都市公園の住民1人当たりの敷地面積は10平方メートル以上となっているが、現在の状況と今後の整備の見通しをどのように考慮し進めていくのかとの質疑では、現在太子町の場合1人当たりの面積は4.55平方メートルで、今後整備中の総合公園ができて8.91平方メートルになる予定で、おおむね10平方メートル近くになる。ただし、市街地内の都市公園の住民1人

当たりの整備面積の基準が5平方メートル以上で、太子町は現在1.6平方メートルとなっており、市街地内に都市公園が少ない状況である。それを基準の5平方メートルに持っていくのには、総合公園ぐらいの規模の公園をもう一カ所つくらないとクリアできないとのことであった。

第1条において、今回の技術管理者の資格について条例改正をしているとのことであるが、技術管理者とは何の技術管理者かとの質疑では、一般廃棄物処理施設に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する維持管理に関する技術上の基準にかかわる違反が行われないように、維持管理する業務に従事するほかの職員を管理する者とのことであった。

2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次、議案第51号。本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第51号。付託年月日、平成24年12月10日。件名、町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成24年12月13日木曜日午前10時より午後1時55分。

審査経過及び結果。

1、審査経過。道路法と高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によって政省令を参酌するということだが、考え方と兵庫県内の他市町で独自に条例化するところがあるのかとの質疑では、本改正の趣旨は、国全体で網羅するような道路構造令は難しい。今まで道路構造令によって何種何級と分かれていたが、県道の基準、町道の基準があり、道路構造令に沿って補助要綱があり、補助にのるかのかのらないかがあった。地方の田舎の細い道にも適用され、無駄な投資になりかねない。その場に合った道路構造を各自治体で考えることができる。独自に条例を

定めているのは明石市とたつの市が主なところである。太子町の道路整備状況はよいとは思っていないので、近隣市町の動向を研究し、今後の条例改正を含め考えていくとのことであった。

道路標識の寸法にかかわる基準が条例委任され、標識の寸法は変わらないかとの質疑では、太子町の標識は省令と同基準であるため寸法は変わらない。近隣の自治体を調査したが、独自に定めるところはない状況である。今後、新しいタイプの注意喚起標識など、今の基準に合わないが、条例化したらできるというようなものがあれば検討していきたいと考えているとのことであった。

2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次、議案番号、議案第52号。本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第52号。付託年月日、平成24年12月10日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成24年12月13日木曜日午前10時より午後1時55分。

3、審査経過及び結果。

審査経過。責任技術者の試験内容と登録人数はとの質疑では、以前は市町単位の資格だったのが、平成11年度より規制緩和の一環として、試験の合格者は県内どこの市町でも登録をすれば仕事ができるようになった。平成24年度より日本下水道協会全国共通試験問題を採用し、実施している。太子町での登録人数は110名であるとのこと。責任技術者の有効期限の変更に関しては県、国の指示によるものかとの質疑では、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターの指示であり、全国共通試験問題を採用してから、有効期限満了日が9月30日だったものを3月31日に変更することに合わせて当町も改正するのであるとの

ことであつた。

2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次、議案第53号。本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第53号。付託年月日、平成24年12月10日。件名、太子町水道法施行条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成24年12月13日木曜日午前10時より午後1時55分。

審査経過及び結果。

1、審査経過。太子町の水道事業における水道技術管理者は誰なのか。また、職員の中で有資格者は何名いるかなどの質疑では、今現在の水道技術管理者は副所長であり、水道法第6条に規定する実務経験を有する職員は7名であるとのことであつた。

2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第47号太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の

発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

前処理場事業特別会計廃止、また下水道事業特別会計条例（昭和54年条例第21号）の一部、第1条中、「下水道事業」の次に「前処理場事業」を加える。第2条中、「下水道事業収入」、「前処理場事業収入」を「下水道処理管理費及び」の次に「前処理場施設管理費並びに」に加え、施行期間を平成25年4月1日から施行する改正統合案について、当局からの考え、それに対する質疑応答により具体的な内容説明をいただいたものの、一部理解する点もありますが、会計を統合する理由全てから見て、まだまだ不透明であります。そこで、この条例案に対し反対討論をさせていただきます。

太子町の下水道事業は、昭和49年度より前処理場の建設及び雨水幹線整備を実施し、予算については、その当時一般会計で執行されており、同時に兵庫県から慎重なる指導を受け、太子町水道事業特別会計条例を制定、昭和54年7月1日から適用しております。

前処理場については、全会計に含まれ、一括処理されていたものの、地方自治法第209条第2項の規定により、前処理場の円滑な運営とその経理の適切を図るため、特別会計を設置しております。予算の中身、前処理場事業収入、施設管理費など明確にするものと考えます。

そこで、歳入歳出の透明性を期する理由から、平成1年4月1日から太子町前処理場事業特別会計がスタートし、現在に至っております。54年7月から工場を動かして、30億円ものお金を使っていることと、今後工場がどのようになるのか、責任のない一般住民への負担転嫁を解消する打開策など、会計を統合することは、何度も言いますが、不透明さを増す要素があり過ぎると私は考えます。

そこで、前処理場事業に対しては常にたつの市と同一歩調で取り組みを行っている状態であることと、太子町の移行スケジュールは

平成27年度以降であり、またたつの市では下水道事業特別会計のみ平成26年度移行予定ということであります。前処理場事業特別会計がそのまま据え置きということであれば、25年度から統合する理由は成り立たない。平成1年4月1日から前処理場事業特別会計がスタートしたはずなのに、何でこの時期なのか。また、太子町が先行して会計を統合することは不透明さを増すのみであり、町民に対し説明ができない。そのために、時間をかけ、適切な統合分析を行い、明確な統合目標、統合による下水道事業の経営見通しの継続的な点検及び修正、経営情報の公開及び説明責任が必要と考えます。

それと、県や国に対し、一般会計から莫大な金を精算されていることを知っていただくことも必要であります。

いろいろな要素を含んだ中、理解できない面が多くあり、時間をかけ検討、討議すべきであるものと考え、反対をいたします。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても経済建設常任委員会に付託されていまして、いろいろと意見があって質疑もしてまいりました。その中でも、国からいつまでにしろというような指示がないことでもありますのに、前処理の今後の方向性についてどうなのかと今のところ議論をしていかないといけない時期に来ている中で、この前処理会計を廃止することは、これまでに30億円以上の税金を投入してきた、その責任について、これを、こんなことを闇に葬り去ってしまうような気がしてなりません。これからその運営の経緯と責任の全てを総括してから今後の前処理の方向性を決めていく、それからでも遅くないと思います。公営企業法非適用企業に財務規定が適用

される云々という話もありました。だから、そういったことを全て総括して、今後の方向性を出していったからこれに移行していく、また廃止して下水道会計に目として置けばいいんであって、優先順位がちよっとやっぱり違うんです。すぐ一つ飛ばしてしまうんやね。私も一般質問で小学校の——話違いますが——駐車場の整備をしてくれというような話もしました。それについても優先順位の話もされてました。どこの部署でとめられてるか知りません。何か、やってほしいことはとめられて、これ早いでということは先しようとする。これこそ優先順位が違うんです。もっともっと前処理のこと、経緯経過ということをはんまに総括してやっていただかないと、それと方向性もちゃんと決めていただいて、これをこっちに移行することできるのであれば、それを順序よくしていただく。これでは私承服できませんので、反対意見とします。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第48号地域の自主性及

び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第51号町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第52号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、こ

れから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第53号太子町水道法施行条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 発議第3号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第9、発議第3号太子町議会会議規則の一部を改正する規則の

制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中島貞次議員。

○中島貞次議員 発議第3号太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議者を代表して趣旨説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴いまして、本会議における公聴会、参考人制度の導入について規定を追加するものであります。またあわせて、条項ずれと引用規定の整備を行うものであります。

第17条と第73条の改正は、条項ずれによる条文整理であります。

第117条から第130条の改正は、本会議における公聴会の開催、参考人の招致の規定を設けるものであります。

第39条、第92条、第101条、第111条の改正は、文言の整理と引用規定の整備を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日からでございます。ただし、第73条の改正規定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日からでございます。

以上、提案の趣旨説明とさせていただきます。ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第10 発議第4号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第10、発議第4号太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中島貞次議員。

○中島貞次議員 発議第4号太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議者を代表して趣旨説明をさせていただきます。

これまで委員会の選任方法等は地方自治法で定められておりましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことにより、法律から条例に委任されることに伴い、改正するものであります。

第7条の改正は、常任委員会への所属義務、議長の常任委員会所属、委員の選任、辞任（所属変更）についての規定を新たに設けるものであります。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日からでございます。

以上、提案の趣旨説明とさせていただきます。ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(佐野芳彦) 日程第11、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることによって決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第5回太子町議会定例会(第440回町議会)を閉会します。

(閉会 午前10時44分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(佐野芳彦) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月5日の招集以来、

本日までの16日間でしたが、この間、議員各位には、各会計の補正予算を初め、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、ここにそのご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長初め町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものであります。

最後に、本年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位には、くれぐれも健康にご留意いただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町勢発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。来年もよろしくお願いいたします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長(北川嘉明) 平成24年第5回太子町議会定例会(第440回町議会)が閉会されるに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会されました今期定例町議会におきましては、予算、条例等の各重要案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、ご議決いただきましたことに対し深く感謝を申し上げます。

また、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいり所存でありますので、町行政に対しまして一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりまして

のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

町議会副議長 清 原 良 典

署名議員 首 藤 佳 隆

署名議員 福 井 輝 昭